

# 地域課題解決の仕組みづくり

5ブロックにおける地域ひろば

芦屋市企画部市民参画課



# 目 的

市民主体による地域課題解決の仕組みを作る。

## 国の方針 (H22年6月18日閣議決定 内閣府 抜粋)

### 「新成長戦略」

行政が独占してきた「公」を企業、NPO等に関き、国民が積極的に公に参画することを重視する。

### 「新しい公共」

地域の住民が、教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉消費者保護などに共助の精神で参加する公共的な活動を、応援する。

# 市の方針

## 「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」 (H19年4月1日施行 抜粋)

- ・本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が住み良いまちをつくることを目的とする。

## 「第4次芦屋市総合計画」 (H23～H32)

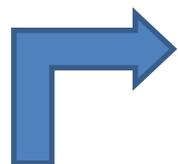
- ・地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている姿を目標に地域の課題を市民が主体となって解決するように、取り組む

## 「新行革改革実施計画」 (H24～H28) 地域課題解決の仕組みづくりを検討

- ・地域の課題の把握や解決を図るため、自治会、NPOをはじめ各種団体と連携を図り、活力ある地域づくりに取り組む

# 地域ひろば

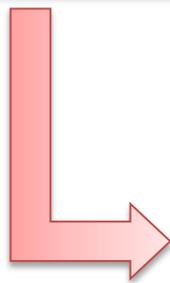
地域ひろばで再協議



芦屋市(市民参画課)



「協議の内容」を団体へ持ち帰る



「地域ひろばで解決するのは難しい」

市民ひろばへ



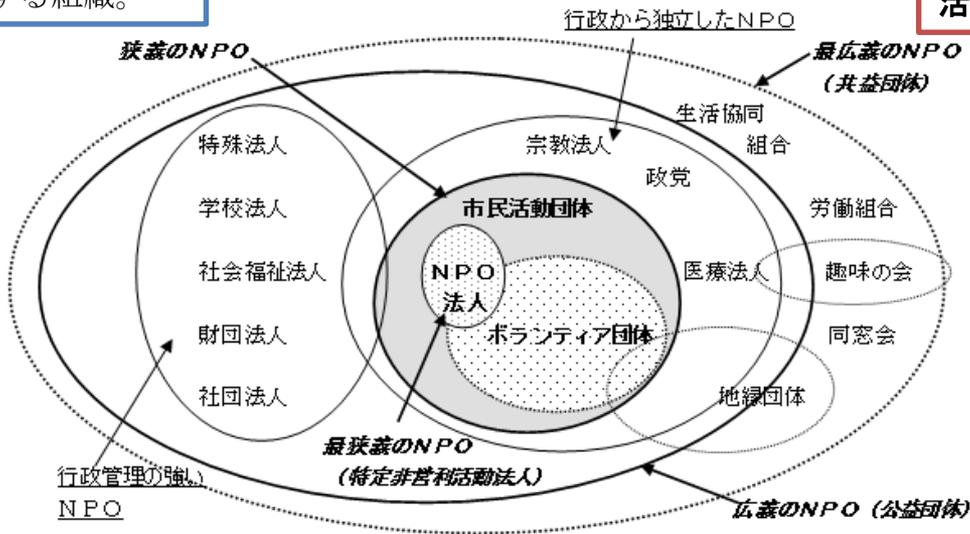
市との話し合いへ

# NPOってなに？

法人格の有無、種類を問わず、民間の立場で、**社会的な課題を解決するために活動する組織。**

NPOとは「営利を目的としない民間団体」のこと。

「有償の事業活動」や「利益を生む活動」をしていますが、**収入・利益を構成員等に配分せず、すべて団体の活動に再投資する**



※大阪ボランティア協会NPO推進センター資料より引用

## 多様な「NPO」と、定義上の関係

- ・ 社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協、農協、労働組合など多数、そして 特定非営利活動法人（一般的に「NPO法人」とされる）、市民活動団体・ボランティア団体（任意団体）、.....すべて「NPO」といえる。

**豆知識!!**

- ・ NPOは、英語の「Non Profit Organizations」の頭文字N・P・Oをとった略語。「Not for Profit Organizations」という場合も。
- ・ Nonは否定の接頭語で「～に非ず」「非」。Profitは「利益」「利益を目的とする」「営利」。Organizationsは、「団体」「組織」。
- ・ 日本語に訳すと「非営利組織」「非営利団体」。政府や自治体と隔して「民間非営利団体」とも。
- ・ 注意！ NPO=NPO法人(特定非営利活動法人)ではありません。

# 地域課題解決の仕組みづくり



詳しくは  
地域課題解決の仕組みづくり  
「地域ひろば」についてをご覧ください